

第1回検討会での指摘事項と対応方針(案)

番号	指摘事項	指摘内容	対応方針(案)
1	解体用車両系建設機械関係		
(1)	解体用車両系建設機械の範囲	自動車解体用機械は車両系建設機械に含まれるのか。	車両系建設機械として設計・製造された機械であれば他業種で使用されても車両系建設機械に該当する。一方、自動車解体用機械の専用機として開発されたものであれば、車両系建設機械には該当しない。
(2)	解体用車両系建設機械の災害の種類と規制	「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」、「つかみ機」の災害は内容が違うが、画一的に規制をかけるのか。	一般に、労働災害の発生状況に応じて規制をかけることが適切と考える。
		大きな鉄骨切断機やコンクリート圧砕機ではアタッチメントの交換作業時の災害がほとんどない。	労働者に危険を及ぼすおそれがないことが明らかでない限り、規制の例外を設けることは困難と考える。
(3)	ハード対策とソフト対策	木造家屋解体の場合、つかみ機は、解体物に上がって少し傾斜したところで使用して転倒することが多い。機械で警報を出しても使用を続けることもあるので使用方法で規制すべき。	つかみ機の23年の災害データでも1件発生しているが、使用方法だけで規制するのみではなく、構造面での対応も併せて検討することが適切と考える。
		ハードできちんと対応を採ることはリスクアセスメントの低減措置を採る上でも重要。警報装置や自動停止装置を開発できないか。	技術的に可能な範囲(近い将来を含む。)でハード対策を講じていくことが必要と考える。
		危険を予知してそれに対応する機械が最善だが、解体現場は様々な場合があり、全てを保障するのは困難。実用面とのバランスで警報、自動停止を可能な範囲で入れるという方向ではないか。	同上
		機械の使用は、基本的にオペレーターが安全を認識してそれを自分の能力で操作することを前提とするが、それをサポートするという位置付けで警報やリミッター装置等の整備を進め、使いながらハードの精度を上げていき、将来は安全を保障できるような機器にまで発展させるという方法もあるのではないか。	同上
		機械が傾いた時に警報を発するようにできないか。	同上
番号	指摘事項	指摘内容	対応方針(案)

2 就業制限等関係			
(1)	実技講習の使用機械	できるだけ多くのアタッチメントを使って講習する方が良いが、アタッチメントを換えてどの程度効果があるかも同時に検証すべきではないか。	講習の効率化も考慮し、現行の解体機械のブレーカに加え、つかみ機で実際に物をつかむ内容を盛り込んだ実技講習としたい。
(2)	講習の内容	災害事例はどこに入るか。	各科目において、適宜、合わせて講習することにした。
		「運転一般」の中の「土木施工」の中で解体工事の方法、解体工事特有の内容を入れる方が良いのではないか。	学科講習の運転一般の中の土木施工に盛り込むことにしたい。
(3)	講習の受講要件	技能講習の受講要件となる半年間の実務経験の有無はどのように確認するのか。	事業者が証明することを基本としたい。
3 その他			
(1)	木造家屋の解体工事	木造家屋の解体工事での作業指揮者の選任を徹底すべきではないか。	現在、審議会で審議中の「第12次労働災害防止計画(骨子案)で、建造物の解体・改修工事での安全対策について検討する旨が記載されている。その検討を実施する際に併せて木造家屋の解体工事での作業指揮者の選任の徹底も図っていくことにしたい。なお、労働安全衛生規則第529条では、事業者は、建築物等の解体等の作業(作業主任者を選任しなければならない作業を除く。)を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、作業指揮者を指名して、その者に直接作業を指揮させなければならない旨、規定されている。
(2)	国交省との連携	建設機械施工技士という資格制度について、所管の国土交通省との連携を図ってほしい。	国土交通省の担当課と、適切に連携していくことにしたい。